

小山工業高等専門学校参与会規程

制 定 平成16年12月1日

最終改正 平成18年4月1日

(目的)

第1条 小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、本校の学校運営に関し、外部の有識者により多面的な審議を行うため、小山工業高等専門学校参与会(以下「参与会」という。)を置く。

(組織)

第2条 参与会は、参与を以て組織する。

2 参与は、本校の教職員以外の者で高等専門学校に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、校長が委嘱する。

3 参与の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の参与の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第3条 参与会は、次に掲げる事項について、校長の諮問に応じて審議し、及び校長に対して助言又は勧告を行う。

- 一 本校の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項
- 二 本校の教育研究活動等の状況に関する重要事項
- 三 その他本校の運営に関する重要事項

(参与会の招集及び議長)

第4条 参与会は、校長が招集する。

2 参与会に議長を置き、参与の互選により定める。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名する参与が、その職務を代行する。

(参与会の成立)

第5条 参与会は、参与の過半数の出席をもって成立する。

(事務)

第6条 参与会に関する事務は、総務課が行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、参与会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年12月1日から施行する。

2 小山工業高等専門学校外部評価実施要項(平成12年7月12日制定)は廃止する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。